

## 茨城県立医療大学点検評価ポートフォリオ作成プロジェクトチーム設置要項

### (設置・目的)

第1条 茨城県立医療大学に、大学認証評価受審時に認証評価機関に提出する点検評価ポートフォリオを作成するため、点検評価ポートフォリオ作成プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

### (組織)

第2条 プロジェクトチームは、学長が指名する者をもって組織する。

2 プロジェクトチームにチーム長を置き、前項の者のうちから学長が指名する。

### (事務)

第3条 プロジェクトチームに必要な事務は、事務局総務課において処理する。

### (その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 付則

この要項は、令和2年6月23日から施行する。